

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 建築物特定施設への劇場等の客席の追加

建築物特定施設として、劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（第三において「劇場等」という。）の客席を追加するものとする。こと。  
（第六条第七号関係）

第二 便所に係る建築物移動等円滑化基準の見直し

一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの者が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する階（当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数（床面積が一平方メートルを超える階がある場合にあつては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数）以上設けるものとする。こと。  
（第十四条第一項関係）

二 一により便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上（当該階の床面積が一平方メートルを超える場合にあつては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上）に、車椅子使用者用便所を

一 以上設けるものとする。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでないものとする。 (第十四条第二項関係)

### 第三 劇場等の客席に係る建築物移動等円滑化基準の創設

劇場等の客席には、次の一又は二に掲げる場合の区分に応じ、当該一又は二に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けるものとする。

- 一 当該客席に設ける座席の数が四百以下の場合 二
- 二 当該客席に設ける座席の数が四百を超える場合 当該座席の数に二百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) (第十五条関係)

### 第四 駐車場に係る建築物移動等円滑化基準の見直し

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の一又は二に掲げる場合の区分に応じ、当該一又は二に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けるものとする。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでないものとする。

一 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この一及び二において同じ。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

二 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

（第十八条第一項関係）

## 第五 その他

その他所要の改正を行うものとする。

## 第六 附則

一 この政令は、令和七年六月一日から施行するものとする。 （附則第一項関係）

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。 （附則第二項関係）

三 その他所要の改正を行うものとする。 （附則第三項関係）